

仕 様 書

1. 事業名

令和5年度「博物館機能強化推進事業（経営基盤強化に向けた組織改革の促進に関する実証事業）」 委託業務

2. 目的

文化芸術基本法の成立や ICOM 京都大会における「文化をつなぐミュージアム」の理念にみられるように、近年博物館に期待される役割は多様化、高度化している。一方で、博物館の経営基盤や人員体制については厳しい状況が指摘されている。そこで、全体的な博物館振興を図るため、博物館振興団体がアーツカウンシル機能（人材バンク、資格認定制度、外部資金の受け入れと分配等）を担うにあたっての実践的な調査研究を行う。また、その機能運営に係る資金を確保するための新しい外部資金調達手法（社会貢献型ファンド等）についても、実現可能性調査を行う。さらに、我が国における博物館の約8割を占める公立博物館においては、自治体財政のひっ迫を受けて自治体の運営資金だけに依存するのではなく、寄付等の外部資金を獲得しながら経営基盤を強化することで、持続的、発展的な活動を展開していくことが求められている。本事業では特に公立博物館での寄付受け入れに係る構造的課題の分析検討及び解決策の提示などの経営資本の造成について検討するための実証的な調査研究を行う。このことに関連し、博物館のファンドレイジングについての理解を醸成することを目的として、戦略的なファンドレイジング活動に取り組むための入り口として、専門家による説明会と相談会を開催する。

また、「展覧会における美術品損害の補償に関する法律 附則第2号」の規定に基づき、美術品損害補償における政府補償の範囲について、政府補償の範囲や補償額に関して課題を抽出するとともに、国内の展覧会実施状況、海外における美術品の補償制度の運用状況などについて調査・研究を行う。

3. 採択件数

博物館振興団体へのアーツカウンシル機能付与及び社会貢献型ファンド導入等に関する調査研究、公立博物館への寄付受入に係る構造的課題の調査研究、説明会及び相談会の開催、美術品補償制度に係る調査研究を対象とした以下①～③について、それぞれ1件を予定（①～③の各事業について、複数または全部を合わせて受託することも可とする）

① 博物館振興団体の機能強化と新資金源の導入及び公立博物館への寄付受け入れに係る構造的課題に関する調査研究

全体的な博物館振興を図るため、博物館振興団体がアーツカウンシル機能（人材バンク、資格認定制度、外部資金の受け入れと分配等）を担うにあたっての体制と事業スキーム、並びに、その機能運営に係る資金を獲得する新しいスキーム（社会貢献型ファンド等）について、実践的な調査研究を行う。また、自治体における寄付受け入れメニューや構造を把握するとともに、公立博物館への寄付受け入れに係る構造的課題の分析やその解決策（運営体制に係る会計構造や基金の設置と運営、公募債やふるさと納税の活用等）についての調査研究を行う。

② ファンドレイジング説明会及び相談会の開催

博物館関係者に対し、ファンドレイジングに関する基礎的知識や手法を説明し、実施に関する個別相談を受け付けることで、各館における戦略的なファンドレイジング活動を推進する。

③ 美術品補償制度の利用促進のための調査研究

国内の展覧会の実施状況及び海外における美術品補償制度の運用状況について調査を行うとともに、政府補償の範囲や補償額に関し、課題を抽出するための検討を行う。

4. 予算 ① 350万円 ② 500万円 ③ 500万円

5. 事業の内容及び実施方法

① 博物館振興団体の機能強化と新資金源の導入及び公立博物館への寄付受け入れに係る構造的課題に関する調査研究

以下の観点により、博物館振興団体が我が国の博物館を対象とするアーツカウンシルとしての役割を担うことで機能強化を図り博物館振興につなげるための調査研究を行う。併せて、その機能運営に係る資金について新しいスキームによる調達が可能か、調査研究を行う。また、公立博物館における寄付受け入れ及び博物館における新しい共助の仕組みづくりについて、調査研究を行う

- ・事例やニーズ等に基づき、我が国におけるアーツカウンシルが担うべき役割や機能について検証を行う。
- ・アーツカウンシルの一つの機能として、優れた資質や経験を持つ学芸員を認定すること、また、博物館に足りない横断型の専門人材（デジタル化やファンドレイズ、広報等）を派遣する人材バンクの導入に向けた事業スキームを構築する。
- ・社会貢献型ファンド等の新しい外部資金調達手法について、金融機関等と連携のうえ諸課題を抽出し、獲得と運用のための体制整備（成果発信のためのサイト整備を含む）やプロセス及び効果の検証を含めた実現可能性調査を行う。その際には、国内外から事例収集を行い、博物館振興団体の機能強化に資する内容とすること。
- ・自治体における博物館に関する寄付の受け入れメニューや構造の把握（通常の寄附のほか、ふるさと納税や公募債なども含めて検討）。
- ・自治体及び博物館における寄付の獲得に関する条例や規則などの制度や会計構造に関する課題、寄付の受け皿となりうる基金等の制度の構築と運用方法について、関係者への聞き取り調査と分析を行うとともに、国内他館への普及と導入を目的とした整備や改善、構築プロセスの可視化、モデル化を行う。
- ・上記の調査研究成果について取りまとめて事業報告書を作成する（提出方法は8.）。
- ・上記の調査研究成果について国内博物館に横展開するため、有識者を交えたシンポジウムを開催する。シンポジウムはオンラインもしくはハイブリッド型式で行うものとし、開催後は文化庁HP等で録画映像等を公開するものとする。

② 説明会及び相談会

国内博物館における戦略的なファンドレイジングの推進のため、専門家による説明会及び相談会を全国各地で開催する。

- ・説明会及び相談会は、関東地区と関西地区で1か所以上、オンラインで3回以上にて開催すること。
- ・説明会及び相談会の開催にあたっては、各地において十分な参加者を確保するため、事前の広報・周知に努めること。
- ・説明会においてはファンドレイジングの基礎的な知識のほか、博物館における取組事例を紹介し、ファンドレイジングへの理解と取り組み機運を醸成すること。
- ・相談会においては、ファンドレイジングに関する専門的知見を持った人員を3名以上確保し、個別具体的な相談に応えることのできる体制を整えること。
- ・説明会及び相談会の開催成果（開催回数、参加者数、相談件数）と、相談内容（相談・助言内容の概要）について取りまとめた事業報告書を作成し、戦略的なファンドレイジング活動を進めるためのチャートモデル等と併せて提出すること。（提出方法は8.）。

③ 美術品補償制度に係る調査研究

(1) 国内の展覧会の実施状況

ア. 美術品補償制度発足以来の適用状況

- ・適用展覧会の回数、地域分布、設置者属性
- ・保険料軽減の状況・国民的利益の還元の状況

イ. 海外美術館等への制度の適用状況

- ・制度が適用できた美術館
- ・制度の適用に至らなかった美術館とその理由
- ・制度の適用に伴う課題、改善点

ウ. 美術品を借り受けて開催する展覧会の件数等について（展覧会の評価額別）

- ・主催者、開催施設等
- ・出品作品の総評価額、保険会社、保険料等

期間：令和2～4年度、今後の予定

対象：事業部を有する新聞社、テレビ局等、美術館、博物館（登録博物館・博物館相当施設（美術館、歴史博物館又は美術系若しくは歴史系の部門を有する総合博物館））

エ. 中小規模展覧会に向けた美術品補償制度の改善の方向性

- ・現行の補償制度を利用しようと思ったことの有無
- ・政府補償の範囲や補償額に関し、課題として認識されている内容
- ・課題の改善に向けた必要条件や方向性
- ・国際展への取組状況や社会的変化に対する動向等
- ・国内作品への適用に対する期待

オ. 国内で開催された展覧会（本制度適用外）における美術品損害の発生状況

- ・発生年（過去15年程度）、事故件数、損害額、損傷の状況
- ・事故の発生に伴う保険の支払い状況

(2) 海外における美術品補償制度の運用状況

ア. 諸外国における美術品補償制度の概要

- ・政府補償の場合（根拠法、申請主体、補償対象、補償範囲（免責事項）、審査方法、実績、約款（和訳）、支払い手続きに係る規程、支払い実績）
- ・民間保険における補償対象、補償範囲（免責事項）
- ・英国協会貨物保険等、国際標準における動向

イ. 国外で開催された展覧会（当該国の政府補償適用）における美術品損害の発生状況

- ・発生年（過去15年程度）、事故件数、損害額、損傷の状況
- ・事故の発生に伴う保険の支払い状況

(3) 実態を踏まえた試算とモデル化

保険料から逆算したリスク量

- ・作品評価額別の保険料と補償範囲の相関
- ・試算に伴う国民的利益、民間保険会社への影響
- ・過去の事故事例に基づくリスク量のモデル化

上記の調査研究成果について取りまとめて事業報告書を作成する（提出方法は8.）。

その他

- ・各業務において、運営、管理、庶務を行うこと。
- ・文化庁、各関係者等との連絡調整等を密に行うこと。
- ・本作業内容等について疑義が生じた場合は、その都度、文化庁と協議の上、その指示に従い業務を進めること。文化庁は、作業期間中いつでも、その作業状況の報告（報告書の作成を含む。）を求めることができるものとする。
- ・本業務で知り得た情報及び個人情報については、次の事項を遵守し、適正に取り扱うこと。安全管理のため、必要かつ適切な措置を講じなければならない。指示又は承諾がある時を除き、第三者に開示及び漏洩してはならない。個人情報の利用目的を特定し、目的達成に必要な範囲を超えて扱わない。
- ・本業務の進捗及び事業費執行の状況について、文化庁の求めがあった場合には、速やかに経過報告書を提出すること。
- ・本業務の円滑かつ効率的な進捗を図るため、受注者は文化庁と密接な連携を図りつつ、業務の運営や事務処理等の作業を主体的に進めるものとする。
- ・成果品、会議資料等、本事業の過程で作成する書類は、PowerPoint、Word、Excel形式など、文化庁において二次利用可能な形式にて作成するものとする。その際、知的財産権等、取扱に注意を要するものについては、受注者がその都度権利者に確認を行うものとする。
- ・文化庁とのデータ共有をスムーズに行うため、box (<https://www.box.com/ja-jp/home>) を利用可能な体制を整えること。
- ・本業務に関する書類・電子データを適切に保管し（書類の場合は施錠できるキャビネット等に保管）、文化庁から指示があった場合には速やかに対応できる体制をとること。
- ・本仕様書に記載のない事項について、本事業を適切かつ円滑に遂行するために本事業に必要と認められる事項は、文化庁と協議の上行うこと。
- ・その他、必要な業務を実施すること。

なお、上記①～③の各事業について、その全部を第三者に委託（以下「再委託」という。）することはできない。ただし、各事業のうち、再委託することが事業を実施する上で合理的であると認められるものについては、各事業の一部に限り再委託することができる。

6. 業務実施にあたっての留意事項等

- ① 業務の実施に当たっては、随時、その進め方等について文化庁担当者と相談し、適切に業務を遂行するものとする。
- ② 調査開始日から成果物納入日までの本調査研究にかかる全体スケジュール、調査研究体制、実施機関の連絡体制等について、契約締結後、速やかに文化庁担当者に書面にて説明すること。※応募時の技術提案において、実施体制及び方法について可能な限り具体的に提示するものとする。
- ③ 調査内容については、文化庁担当者と十分な打ち合わせを行うこと。また、打ち合わせの際の資料を用意し、打合せ場所については、文化庁担当者の承認を得ること。
- ④ 調査研究の進捗状況は、少なくとも月1回程度文化庁担当者に報告すること。調査を進める際は、次に取り組むことに関する具体的な案を作成・提案し、必ず文化庁担当者の確認を得ること。なお、変更が生じた場合は速やかに報告し、文化庁担当者の確認を得ること。
- ⑤ 調査により知り得た情報を許可なく外部に漏らし又は他の目的に使用しないこと。
- ⑥ 文化庁へ納品される成果物については、内容面での修正は勿論のこと、平仄の統一等、形式面の修正を行う場合についても速やかに適切な対応が行えるよう人員を確保し、対応すること。
- ⑦ その他詳細については、文化庁担当者の指示に従うこと。

7. 知的財産権等の扱い

- ① 成果物に関する知的財産権は、文化庁に帰属するものとする。また、成果物に含まれる受託事業者又は第三者が権利を有する著作物等（以下「既存著作物」という。）の知的財産権は、それぞれ個々の著作者等に帰属するものとする。
- ② 納入される成果物に既存著作物等が含まれる場合は受託事業者が当該既存著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続きを行うものとする。

8. 実施期間（委託期間）

委託契約の契約期間は、契約締結日から令和6年3月31日までとする。

9. 成果物の提出

(1) 調査研究報告書（紙媒体各5部、電子媒体各1部）

- ① 電子媒体については、MS-Word®形式又はMS-PowerPoint®形式、及びこれらのPDF形式とし、報告書作成の為に作成した図表の元となっている数値の電子データは、MS-Excel®等の二次利用可能な形式で分かりやすく分類・整理して提出すること。
- ② 形式を変更する場合は、文化庁担当者と相談し、承認を得ること。

(2) 納入期限 令和6年3月31日

(3) 納入場所

10. 業務完了の報告

委託業務が完了したときは、委託業務完了報告書を作成し、業務完了日から30日以内又は契約期間満了日のいずれか早い日までに、文化庁に提出すること。

11. 検査

文化庁は、委託契約に基づき事業者が実施した本業務について、委託契約の契約期間中に完了報告を受け、検査を実施し、適正かつ確実な調査研究がなされていることを確認した上で、委託事業実施に係る経費に関する報告を受けた月の翌月末までに、委託業務に要した実支出額に充当した委託経費の額とあらかじめ委託契約により規定された委託金額のいずれか低い額を事業者に支払うものとする。なお、報告書の提出後に受託者の責任による誤り等が判明した場合には、文化庁の指定する日時までに指示内容を修正し、提出するものとする。

12. 服務関係

- ・受託事業者は業務上知り得た委託者の業務内容並びに職員及び職員以外の者に関する情報等すべての情報を第三者に漏らさないこと。また、委託業務以外の如何なる目的にも使用しないこと。業務責任者、並びにその従事者及び再委託先についても同様とする。なお、契約期間満了後、並びに業務責任者及びその従事者が本委託業務を業務上離れた後も同様とする。
- ・受託事業者は、業務責任者及びその従事者に関する一切の責任を負うものとする。
- ・文化庁は、業務責任者及びその従事者が業務履行上著しく不適切であると判断したときは、受託事業者に対し改善措置を求めることが出来る。受託事業者は、当措置の求めに応じ業務責任者及びその従事者の変更や増員を行うなど、速やかに措置を講じること。
- ・受託事業者が本件業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせる場合は、その相手方に対しても同様の措置を講じるものとする。

13. 協議事項

実施要項及び本仕様書に記載されていない事項、または本仕様書について疑義が生じた場合は、文化庁と適宜協議すること。

14. その他

- ・再々委託される業務がある場合は、その受託事業者は本仕様書における服務関係等を遵守するものとする。
- ・一般管理費の計算から再委託費分は除外する。
- ・本事業での支出による航空機利用時に付されるマイルやクレジットカード等利用時に付されるポイント等の積算、取得についてはこれを禁止する。
- ・委託事業で得られた成果物等の販売については、別途文化庁と協議すること。
- ・再委託及び再々委託を行う場合で、その相手先が子会社や関連企業等の場合は利益控除を行うこと。
- ・人件費単価について受託単価計算を採用する場合は、以下のいずれかを提出すること。①当該

単価規程等が公表されていることが分かるもの、②他の官公庁で当該単価の受託実績があることが分かるもの、③官公庁以外で当該単価での複数の受託実績があることが分かるもの。

- 一般管理費率は、受託事業者の①直近の決算から算出の率、②内規で定める率、③10%のうち最も低い率で決定する。
- 事業の提案に当たっては、サプライチェーン・リスクに十分配慮した計画とすること。
- 提出した報告書の記述に関し、即時適切な説明ができる体制を整えること。
- 予算執行上、全ての支出には領収書等の厳格な証明書類の提出が必要であり、支出額、支出内容が適切か否かについても、委託費の支払いに際して厳格に審査され、これを満たさない場合は当該委託費の支払いが行えないため、厳格な経理処理が必要であることを前提として受託可否を検討すること。
- 文化庁の予算状況により、事前に受託者に通知の上業務内容及び当仕様書を見直すことがある。

委 託 契 約 書

支出負担行為担当官文化庁次長 合田 哲雄（以下「甲」という。）と《受託者を記入》（以下「乙」という。）は、次のとおり委託契約を締結する。

（実施する委託業務名等）

第1条 甲は、乙に対し、次の委託業務の実施を委託するものとする。

- （1）委託業務名 令和5年度「博物館機能強化推進事業（経営基盤強化に向けた組織改革の促進に関する実証事業）」委託業務
- （2）委託業務の内容及び経費 （別添）業務計画書のとおり。ただし、第10条によった変更業務計画書承認後は変更業務計画書のとおりとする。
- （3）委託期間 契約締結日から令和6年3月31日

（委託業務の実施）

第2条 乙は、法令及び本契約書に定めるもののほか、委託要項や業務計画書等に基づき、委託業務を実施しなければならない。当該計画が変更されたときも同様とする。

（委託費の額）

第3条 甲は、委託業務に要する費用（以下「委託費」という。）として、〇,〇〇〇,〇〇〇円（うち消費税額及び地方消費税額〇〇,〇〇〇円）を超えない範囲内で乙に支払うものとする。

2 前項の「消費税額及び地方消費税額」は、消費税法（昭和63年法律第108号）第28条第1項及び第29条並びに地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の82及び第72条の83の規定に基づき、委託費の限度額に100分の10を乗じて得た金額である。

3 乙は、委託費を（別添）業務計画書に記載された費目の区分に従って使用しなければならない。当該計画が変更されたときも同様とする。

（契約保証金）

第5条 会計法（昭和22年法律第35号）第29条の9第1項に規定する契約保証金の納付は、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第100条の3第3号の規定により免除する。

（危険負担）

第6条 委託業務の実施に関して生じた損害は乙の負担とする。ただし、乙の責めに帰すべき事由によらない場合は、この限りでない。

（第三者損害補償）

第7条 乙は、委託業務の実施にあたり故意又は過失によって第三者に損害を与えたときは、その賠償の責を負うものとする。

(再委託)

第8条 乙は、この委託業務の全部を第三者に委託してはならない。

- 2 乙は、この委託業務の一部を第三者に委託（以下「再委託」という。）しようとする場合は、再委託先の住所、氏名、再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び金額（以下「再委託に関する事項」という。）が記載された再委託承認申請書を提出し、甲の承認を受けなければならない。
- 3 甲は、前項の再委託承認申請書の提出を受けた場合において、この契約の適正な履行の確保のため必要があると認めるときは、乙に対し必要な報告を求めることができる。
- 4 第2項の規定にかかわらず、乙からあらかじめ提出された業務計画書等に、再委託に関する事項が記載されている場合は、本契約の締結をもって第2項に規定する甲の承認があったものとする。
- 5 乙は、再委託の相手方の変更等を行おうとする場合は、改めて第2項の規定により再委託に関する事項が記載された再委託承認申請書を提出し、甲の承認を受けなければならない。ただし、再委託の適正な履行確保に支障とならない軽微な変更を行おうとする場合は、再委託に関する事項を記載した書面の届出をもって代えるものとする。
- 6 乙は、再委託した業務に伴う再委託の相手方の行為について、甲に対し全ての責任を負うものとする。
- 7 乙は、甲が契約の適正な履行の確保のため再委託の履行体制の把握に必要な報告等を求めた場合にはこれに応じなければならない。

(再々委託の履行体制の把握)

第9条 乙は、前条の承認を得た場合において、再委託の相手方がさらに再委託を行うなど複数の段階で再委託（以下「再々委託」という。）が行われるときは、あらかじめ再々委託先の住所、氏名、再々委託を行う業務の範囲（以下「履行体制に関する事項」という。）が記載された再々委託届出書を甲に提出しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、乙からあらかじめ提出された業務計画書等に、履行体制に関する事項が記載されている場合は、本契約の締結をもって前項に規定する甲への提出があったものとする。
- 3 乙は、提出した履行体制に関する事項の内容に変更が生じた場合は、甲に対し遅延なく変更の届出を行わなければならない。

(業務の変更)

第10条 乙は、第46条に規定する場合を除き、（別添）業務計画書に記載された委託業務の内容又は経費の内訳を変更しようとするときは、業務計画変更承認申請書を甲に提出し、その承認を受けるものとする。ただし、経費の内訳の変更による費目間での経費の流用で、その流用額が各費目額の20%（その費目の20%に当たる額が5万円以下場合は5万円）未満の場合はこの限りではない。

- 2 甲は、前項の承認をするときは条件を附することができる。

(業務の廃止等)

第11条 乙は、委託業務を中止し又は廃止しようとするときは、その理由及びその後の措置を明らかにして甲に申請し、その承認を受けるものとする。

2 甲は、前項の承認をするときは条件を附することができる。

(委託業務完了(廃止)報告)

第12条 乙は、委託業務が完了又は前条第1項の規定に基づき委託業務の廃止の承認を受けたときは、委託業務完了(廃止)報告書を作成し、完了又は廃止の承認の日から30日以内又は契約期間満了日のいずれか早い日までに、甲に提出しなければならない。

(検査)

第13条 甲は、前条の規定に基づく報告書の提出を受けたときは、委託業務が契約の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかについて検査するものとする。

(額の確定)

第14条 甲は、前条の検査をした結果、報告書の内容が適正であると認めるときは委託業務に要した経費について調査を行い、委託費の額を確定し、乙に対して通知するものとする。

2 前項の確定額は、委託業務に要した決算額に充当した委託費の額と第3条第1項に規定する委託費の額のいずれか低い額とする。

(実地調査)

第15条 第13条及び前条第1項の調査の実施にあたっては、必要に応じ職員を派遣するものとする。

(委託費の支払)

第16条 甲は、第14条第1項の規定による額の確定後、乙に委託費を支払うものとする。

2 委託費の支払いは、乙が請求書を甲に提出し、甲は乙の請求に基づき、別紙(銀行口座情報)に記載の口座に振込むものとする。

3 甲は、第1項の規定に基づく前項の適法な請求書を受領した日から30日以内にその支払を行うものとし、同期間内に支払いを完了しない場合は、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号。以下「支払遅延防止法」という。)第8条及び政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める告示(昭和24年大蔵省告示第991号)に基づいて算定した金額を利息として支払うものとする。

4 甲は、乙からの要求により、必要があると認めるときは、会計法第22条及び予決令第58条第3号に基づく協議を行い、協議が調った場合に限り、第1項の規定にかかわらず、委託費の全部又は一部を概算払することができる。

(過払金の返還)

第17条 乙は、前条第4項によって既に支払を受けた委託費が、第14条第1項により確定した額を超えるときは、その超える金額について、甲の指示に従って返還するものとする。

2 乙は、前項の返還に際し、甲が定めた期限内に返還をしなかったときは、期限の翌日から返還をする日までの日数に応じ、支払遅延防止法第11条及び政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める告示に基づき、年利2.5%の割合により算定した金額を利息として支払わなければならない。

(成果報告)

第18条 乙は、第14条第1項の通知を受けたときは、その日から起算して30日以内に又は委託業務完了(廃止)報告書提出から60日以内のいずれか早い日までに、委託業務成果報告書を甲に提出するものとする。

(資産の管理及び財産権の移転)

第19条 乙は、委託業務を実施するため委託費により取得した設備備品等を善良なる管理者としての注意義務を負って管理するものとする。

2 乙は、前項の場合にはその設備備品等には委託業務により取得したものである旨を標示しなければならない。

3 乙は、設備備品等の財産権を委託費の額の確定後、甲の指示に従い甲又は甲の指定する者に移転するものとする。ただし、甲は委託費の額の確定前においても設備備品等の財産権を乙に対して指示し、甲又は甲の指定する者に移転することができる。

4 乙は、取得した設備備品等を処分しようとする場合は、甲の承認を受けなければならない。

(知的財産権の範囲)

第20条 委託業務の実施によって得た委託業務上の成果に係る「知的財産権」とは、次の各号に掲げるものをいう。

(1) 特許法(昭和34年法律第121号)に規定する特許権(以下「特許権」という。)、特許法に規定する特許を受ける権利、実用新案法(昭和34年法律第123号)に規定する実用新案権(以下「実用新案権」という。)、実用新案法に規定する実用新案登録を受ける権利、意匠法(昭和34年法律第125号)に規定する意匠権(以下「意匠権」という。)、意匠法に規定する意匠登録を受ける権利、半導体集積回路の回路配置に関する法律(昭和60年法律第43号)に規定する回路配置利用権(以下「回路配置利用権」という。)、半導体集積回路の回路配置に関する法律第3条第1項に規定する回路配置利用権の設定の登録を受ける権利、種苗法(平成10年法律第83号)に規定する育成者権(以下「育成者権」という。)、種苗法に規定する品種登録を受ける地位及び外国における上記各権利に相当する権利(以下「産業財産権」と総称する。)

(2) 著作権法(昭和45年法律第48号)に規定する著作権(著作権法第21条から第28条に規定するすべての権利を含む)並びに外国における上記各権利に相当する権利(以下

「著作権」という。)

(3) 前二号に掲げる権利の対象とならない技術情報のうち秘匿することが可能なものであって、かつ、財産的価値のあるものの中から、甲、乙協議の上特に指定するもの（以下、「ノウハウ」という。）を使用する権利

2 この契約書において、「発明等」とは、特許権の対象となるものについては発明、実用新案権の対象となるものについては考案、意匠権、回路配置利用権及び著作権の対象となるものについては創作、育成者権の対象となるものについては育成並びにノウハウを使用する権利の対象となるものについては案出をいう。

3 この契約書において、知的財産権の「実施」とは、特許法第2条第3項に定める行為、実用新案法第2条第3項に定める行為、意匠法第2条第2項に定める行為、半導体集積回路の回路配置に関する法律第2条第3項に定める行為、種苗法第2条第5項に定める行為、著作権法第21条から第28条までに規定するすべての権利に基づき著作権を利用する行為並びにノウハウの使用をいう。

(知的財産権の帰属)

第21条 甲は、契約締結日に乙が次の各号のいずれの規定も遵守することを確認書（知的財産権）で甲に届け出た場合、委託業務の成果に係る知的財産権を乙から譲り受けないものとする。

(1) 乙は、委託業務の成果に係る発明等を行った場合には、遅滞なく、第23条の規定に基づいて、その旨を甲に報告する。

(2) 乙は、甲が公共の利益のために特に必要があるとして、その理由を明らかにして求める場合には、無償で当該知的財産権を実施する権利を甲に許諾する。

(3) 乙は、当該知的財産権を相当期間活用していないと認められ、かつ、当該知的財産権を相当期間活用していないことについて正当な理由が認められない場合において、甲が当該知的財産権の活用を促進するために特に必要があるとして、その理由を明らかにして求めるときは、当該知的財産権を実施する権利を第三者に許諾する。

(4) 乙は、甲以外の第三者に当該知的財産権の移転又は当該知的財産権についての専用実施権（仮専用実施権を含む。）もしくは専用利用権の設定その他日本国内において排他的に実施する権利の設定もしくは移転の承諾（以下「専用実施権等の設定等」という。）をするときは、合併又は分割により移転する場合及び次のイからハまでに規定する場合を除き、あらかじめ甲の承認を受ける。

イ 子会社（会社法第2条第3号に規定する子会社をいう。）又は親会社（同条第4号に規定する親会社をいう。）に当該知的財産権の移転又は専用実施権等の設定等をする場合

ロ 承認TLO（大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律（平成10年法律第52号）第4条第1項の承認を受けた者（同法第5条第1項の変更の承認を受けた者を含む））又は認定TLO（同法第11条第1項の認定を受けた者）に当該知的財産権の移転又は専用実施権等の設定等をする場合

ハ 技術研究組合が組合員に当該知的財産権の移転又は専用実施権等の設定等をする場合

- 2 甲は、乙が前項で規定する確認書（知的財産権）を提出しない場合、乙から当該知的財産権を譲り受けるものとする。
- 3 乙は、第1項の確認書（知的財産権）を提出したにもかかわらず第1項各号の規定のいずれかを満たしておらず、さらに満たしていないことについて正当な理由がないと甲が認める場合、当該知的財産権を無償で甲に譲り渡さなければならない。

（成果の利用行為）

- 第22条 乙は、第21条第1項の規定にかかわらず、委託業務により納入された著作物にかかる著作権について、甲による当該著作物の利用に必要な範囲内において、甲が実施する権利及び甲が第三者に実施を許諾する権利を、甲に許諾したものとする。
- 2 乙は、甲及び第三者による実施について、著作者人格権を行使しないものとする。また、乙は、当該著作物の著作者が乙以外の者であるときは、当該著作者が著作者人格権を行使しないように必要な措置をとるものとする。
 - 3 乙は、委託業務の成果によって生じた著作物及びその二次的著作物の公表に際し、委託業務による成果である旨を明示するものとする。

（知的財産権の報告）

- 第23条 乙は、委託業務の成果に係る産業財産権の出願又は申請を行ったときは、出願の日から60日以内に産業財産権出願通知書を甲に提出しなければならない。
- 2 乙は、前項に係る国内の特許出願、実用新案登録出願、及び意匠登録出願を行う場合は、当該出願書類に国の委託に係る成果の出願である旨の表示をしなければならない。
 - 3 乙は、第1項に係る産業財産権の出願に関して設定の登録等を受けた場合には、設定の登録等の日から60日以内に産業財産権通知書を甲に提出しなければならない。
 - 4 乙は、委託業務により作成し、甲に納入する著作物については、当該著作物の納入後60日以内に著作物通知書を甲に提出しなければならない。
 - 5 乙は、委託業務の成果に係る産業財産権を自ら実施したとき及び第三者にその実施を許諾したとき（ただし、第25条第3項に規定する場合を除く。）は、産業財産権実施届出書を遅滞なく甲に提出しなければならない。
 - 6 乙は委託業務の成果に係る産業財産権以外の知的財産権について、甲の求めに応じて自己による実施及び第三者への実施許諾の状況を書面により報告しなければならない。

（知的財産権の移転）

- 第24条 乙は、委託業務の成果に係る知的財産権を甲以外の第三者に移転する場合には、第21条、第22条、第23条、第25条、第26条、第27条及び本条の規定の適用に支障を与えないよう当該第三者に約させねばならない。
- 2 乙は、前項の移転を行う場合には、当該移転を行う前に、移転承認申請書を甲に提出し、甲の承認を受けなければならない。ただし、合併又は分割により移転する場合及び第21条第1項第4号イからハマまでに定める場合には、この限りではない。

3 乙は、第1項の移転を行ったときは、移転通知書を遅滞なく甲に提出しなければならない。

(知的財産権の実施許諾)

第25条 乙は、委託業務の成果に係る知的財産権について、甲以外の第三者に実施を許諾する場合には、第21条、第22条、第27条及び本条の規定の適用に支障を与えないよう当該第三者に約させねばならない。

2 乙は、委託業務の成果に係る知的財産権に関し、甲以外の第三者に専用実施権等の設定等を行う場合には、当該設定等を行う前に、専用実施権等設定承認申請書を甲に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、第21条第1項第4号イからハまでに定める場合には、この限りではない。

3 乙は、前項の専用実施権等の設定等を行ったときは、専用実施権等設定通知書を遅滞なく甲に提出しなければならない。

(知的財産権の放棄)

第26条 乙は、委託業務の成果に係る知的財産権を放棄する場合は、当該放棄を行う前に、その旨を甲に報告しなければならない。

(ノウハウの指定)

第27条 甲及び乙は、協議の上、委託業務の成果に係るノウハウについて、速やかに指定するものとする。

2 ノウハウの指定に当たっては、秘匿すべき期間を明示するものとする。

3 前項の秘匿すべき期間は、甲、乙協議の上、決定するものとし、原則として、委託業務の完了の翌日から起算して5年間とする。ただし、指定後において必要があるときは、甲、乙協議の上、秘匿すべき期間を延長し、又は短縮することができる。

(知的財産権の管理)

第28条 乙は、第21条第2項に該当する場合、委託業務の成果に係る発明等の次の各号に掲げる手続については、甲の名義により行うものとする。

(1) 特許権、実用新案権、意匠権又は育成者権に係る権利にあつては、出願から権利の成立に係る登録まで必要となる手続

(2) 回路配置利用権にあつては、申請から権利の成立に係る登録までに必要な手続

2 甲は、前項の場合において委託業務の成果に係る産業財産権の権利の成立に係る登録が日本国において行われたとき（ただし、日本国における登録が行われたとき権利が成立していない他の外国の権利にあつては、当該外国において権利が成立したときとする。）に、乙に対し、乙が当該産業財産権の出願又は申請、審査請求及び権利の成立に係る登録までに要したすべての経費を支払うものとする。

(職務発明規程の整備)

第29条 乙は、この契約の締結後速やかに従業員又は役員（以下「従業員等」という。）が行った発明等が委託業務を実施した結果得られたものであり、かつ、その発明等をするに至った行為がその従業員等の職務に属する場合には、その発明等に係る知的財産権が乙に帰属する旨の契約をその従業員等と締結し、又はその旨を規定する職務規程等を定めなければならない。ただし、乙が知的財産権を従業員等から乙に承継させる旨の契約を乙の従業員等と既に締結し、又はその旨を規定する勤務規則等を定めており、これらを委託業務に適用できる場合は、この限りではない。

（知的財産権の使用）

第30条 乙は、知的財産権その他第三者の権利の対象になっているものを使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わねばならない。

（コンテンツの定義）

第31条 この契約書において「コンテンツ」とは、コンテンツの創造、保護及び活用の促進に関する法律（平成16年法律第81号）第2条第1項に規定するものをいう。

（知的財産権の範囲）

第32条 この契約書において「知的財産権」とは、次の各号に掲げるものをいう。

（1）特許法（昭和34年法律第121号）に規定する特許権（以下「特許権」という。）、特許法に規定する特許を受ける権利、実用新案法（昭和34年法律第123号）に規定する実用新案権（以下「実用新案権」という。）、実用新案法に規定する実用新案登録を受ける権利、意匠法（昭和34年法律第125号）に規定する意匠権（以下「意匠権」という。）、意匠法に規定する意匠登録を受ける権利、商標法（昭和34年法律第127号）に規定する商標権（以下「商標権」という。）、商標法に規定する商標登録を受ける権利、半導体集積回路の回路配置に関する法律（昭和60年法律第43号）に規定する回路配置利用権（以下「回路配置利用権」という。）、半導体集積回路の回路配置に関する法律第3条第1項に規定する回路配置利用権の設定の登録を受ける権利、種苗法（平成10年法律第83号）に規定する育成者権（以下「育成者権」という。）、種苗法第3条に規定する品種登録を受ける地位及び外国における上記各権利に相当する権利（以下「産業財産権」と総称する。）

（2）著作権法（昭和45年法律第48号）に規定する著作物の著作権及び外国における上記の権利に相当する権利（以下「著作権」という。）

（3）事業活動に有用な技術上又は営業上の情報のうち、秘密として管理され、公然と知らされていないものであって、甲、乙協議の上、特に指定するもの（以下「特定情報」という。）に関して不正競争防止法（平成5年法律第47号）上保護される利益に係る権利。

2 この契約書において、「発明等」とは、特許権の対象となるものについては発明、実用新案権の対象となるものについては考案、意匠権、商標権、回路配置利用権及び著作権の対象となるものについては創作、育成者権の対象となるものについては育成並びに特定情報については

案出をいう。

- 3 この契約書において、知的財産権の「実施」とは、特許法第2条第3項に定める行為、実用新案法第2条第3項に定める行為、意匠法第2条第2項に定める行為、商標法第2条第3項に定める行為、半導体集積回路の回路配置に関する法律第2条第3項に定める行為、種苗法第2条第5項に定める行為、著作権法第2条第1項第7の2号、第9の5号、第11号にいう翻案、第15号、第16号、第17号、第18号及び第19号に定める行為並びに特定情報の使用及び開示をいう。

(知的財産権の帰属)

第33条 甲は、契約締結日に乙が次の各号のいずれの規定も遵守することを確認書（コンテンツ）で甲に届け出た場合、委託業務において制作したコンテンツに係る知的財産権を乙から譲り受けないものとする。

- (1) 乙は、委託業務に係るコンテンツに係る知的財産権については、遅滞なく、第35条の規定に基づいて、その種類その他の情報を甲に報告する。
- (2) 乙は、甲が公共の利益のために特に必要があるとして、その理由を明らかにして求める場合には、無償で当該コンテンツを利用する権利を甲に許諾する。
- (3) 乙は、当該コンテンツを相当期間活用していないと認められ、かつ、当該コンテンツを相当期間活用していないことについて正当な理由が認められない場合において、甲が当該コンテンツの活用を促進するために特に必要があるとして、その理由を明らかにして求めるときは、当該コンテンツを利用する権利を第三者に許諾する。
- (4) 乙は、甲以外の第三者に当該知的財産権の移転又は当該知的財産権についての専用実施権（仮専用実施権を含む。）もしくは専用利用権の設定その他日本国内において排他的に実施する権利の設定もしくは移転の承諾（以下「専用実施権等の設定等」という。）をするときは、合併又は分割により移転する場合及び次のイからハまでに規定する場合を除き、あらかじめ甲の承認を受ける。

イ 子会社（会社法第2条第3号に規定する子会社をいう。）又は親会社（同条第4号に規定する親会社をいう。）に当該知的財産権の移転又は専用実施権等の設定等をする場合

ロ 承認TLO（大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律（平成10年法律第52号）第4条第1項の承認を受けた者（同法第5条第1項の変更の承認を受けた者を含む））又は認定TLO（同法第11条第1項の認定を受けた者）に当該知的財産権の移転又は専用実施権等の設定等をする場合

ハ 技術研究組合が組合員に当該知的財産権の移転又は専用実施権等の設定等をする場合

2 甲は、乙が前項で規定する確認書（コンテンツ）を提出しない場合、乙から当該知的財産権を譲り受けるものとする。

3 乙は、第1項の確認書（コンテンツ）を提出したにもかかわらず第1項各号の規定のいずれかを満たしておらず、さらに満たしていないことについて正当な理由がないと甲が認める場合、当該知的財産権を無償で甲に譲り渡さなければならない。

(国等による無償の実施)

第34条 甲又は甲が指定する第三者は、前条第1項の規定にかかわらず、本契約の委託目的を達成するために必要な場合には、無償で委託業務に係るコンテンツに係る知的財産権を実施することができる。

(知的財産権の報告)

第35条 乙は、委託業務に係る産業財産権の出願又は申請を行ったときは、出願の日から60日以内に産業財産権出願通知書を甲に提出しなければならない。

2 乙は、前項に係る国内の特許出願、実用新案登録出願、意匠登録出願、商標登録出願を行う場合は、当該出願書類に国の委託業務において制作したコンテンツに係る出願である旨を記載しなければならない。

3 乙は、第1項に係る産業財産権の出願に関して設定の登録等を受けた場合には、設定の登録等の日から60日以内に産業財産権通知書を甲に提出しなければならない。

4 乙は、委託業務に係る著作物が得られた場合には、著作物が完成した日から60日以内に著作物通知書を甲に提出しなければならない。

5 乙は、委託業務に係るコンテンツを自ら利用したとき及び第三者にその実施を許諾したときは、コンテンツ利用届出書を遅滞なく甲に提出しなければならない。

(知的財産権の移転)

第36条 乙は、委託業務に係る知的財産権を甲以外の第三者に移転する場合には、第33条、第34条、第35条、第37条、第38条及び本条の規定の適用に支障を与えないよう当該第三者に約させねばならない。

2 乙は、前項の移転を行う場合には、当該移転を行う前に、移転承認申請書を甲に提出し、甲の承認を受けなければならない。ただし、合併又は分割により移転する場合及び第33条第1項第4号イからハマまでに定める場合には、この限りではない。

3 乙は、第1項の移転を行ったときは、移転通知書を遅滞なく甲に提出しなければならない。

(知的財産権の実施許諾)

第37条 乙は、委託業務に係る知的財産権について甲以外の第三者に実施を許諾する場合には、第33条、第34条及び本条の規定の適用に支障を与えないよう当該第三者に約させねばならない。

2 乙は、委託業務に係る知的財産権に関し、甲以外の第三者に専用実施権その他の日本国内において排他的に実施する権利を許諾する場合には、専用実施権等設定承認申請書を甲に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、第33条第1項第4号イからハマまでに定める場合には、この限りではない。

3 乙は、前項の専用実施権等の設定等を行ったときは、専用実施権等設定通知書を地帯なく甲に提出しなければならない。

(知的財産権の放棄)

第38条 乙は、委託業務に係る知的財産権を放棄する場合は、当該放棄を行う前に、その旨を甲に報告しなければならない。

(特定情報の指定)

第39条 甲及び乙は、協議の上、委託業務に係るコンテンツに関する特定情報に該当するものについて、速やかに指定するものとする。

(知的財産権の管理)

第40条 第33条第2項に該当する場合、乙は、委託業務に係るコンテンツの制作について、次の各号に掲げる手続を甲の名義により行うものとする。

(1) 特許権、実用新案権、意匠権、商標権又は育成者権に係る権利にあつては、出願から権利の成立に係る登録まで必要となる手続

(2) 回路配置利用権にあつては、申請から権利の成立に係る登録までに必要な手続

2 甲は、前項の場合において委託業務に係る産業財産権の権利の成立に係る登録が日本国において行われたとき（ただし、日本国における登録が行われたとき権利が成立していない他の外国の権利にあつては、当該外国において権利が成立したときとする。）に、乙に対し、乙が当該産業財産権の出願又は申請、審査請求及び権利の成立に係る登録までに要したすべての経費を支払うものとする。

(職務発明規程の整備)

第41条 乙は、この契約の締結後速やかに従業員又は役員（以下「従業員等」という。）が行った発明等が委託業務事業を実施した結果得られたものであり、かつ、その発明等をするに至った行為がその従業員等の職務に属する場合には、その発明等に係る知的財産所有権が乙に帰属する旨の契約をその従業員等と締結し、又は、その旨を規定する職務規程等を定めなければならない。ただし、乙が知的財産権を従業員等から乙に承継させる旨の契約を乙の従業員等と既に締結し、又はその旨を規定する勤務規則等を定めており、これらを委託業務に適用できる場合は、この限りではない。

(知的財産権の使用)

第42条 乙は、知的財産権その他第三者の権利の対象になっているものを使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わねばならない。

(個人情報の取扱い)

第43条 乙は、甲が預託し又は本件業務に関して乙が収集若しくは作成した個人情報（生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式をいう。）で作られる記録をいう。）に記載され、若しくは記録さ

れ、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。)により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)をいう。以下同じ。)について、善良なる管理者の注意をもって取り扱う義務を負うものとする。

- 2 乙は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、事前に甲の承認を得た場合は、この限りではない。
 - (1) 甲が預託し又は本件業務に関して乙が収集若しくは作成した個人情報を第三者(再委託する場合における再委託事業者を含む。)に提供し、又はその内容を知らせること。
 - (2) 甲が預託し又は本件業務に関して乙が収集若しくは作成した個人情報について、本契約の委託業務を遂行する目的の範囲を超えて利用し、複写、複製、又は改変すること。
- 3 乙は、甲が預託し又は本件業務に関して乙が収集若しくは作成した個人情報の漏えい、滅失、毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。
- 4 甲は、必要があると認めるときは、甲所属の職員に、乙の事務所、事業場等において、甲が預託し又は本件業務に関して乙が収集若しくは作成した個人情報の管理が適切に行われているか等について調査をさせ、乙に対し必要な指示をすることができる。乙は、甲からその調査及び指示を受けた場合には、甲に協力するとともにその指示に従わなければならない。
- 5 乙は、甲が預託し又は本件業務に関して乙が収集若しくは作成した個人情報を、委託業務完了後、廃止後、又は解除後速やかに甲に返還するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示によるものとする。
- 6 乙は、甲が預託し又は本件業務に関して乙が収集若しくは作成した個人情報について漏えい、滅失、毀損、その他本条に係る違反等が発生又はその発生のおそれを認識したときは、甲に速やかに報告し、その指示に従わなければならない。
- 7 第1項及び第2項の規定については、委託業務を完了し、廃止し、又は解除した後であっても、なおその効力を有するものとする。
- 8 乙は、本委託業務の遂行上、個人情報の取扱いの全部又は一部を第三者に委託する場合(当該第三者が委託先の子会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。)である場合も含む。以下同じ。)には、甲に対し、当該第三者に委託する旨、当該第三者の名称及び住所を事前に書面により通知し、甲の書面による許諾を得るものとする。
- 9 乙は、個人情報の取扱いの全部又は一部を第三者に委託する場合、当該第三者に対して、この条に定める安全管理措置その他の本契約に定める個人情報の取扱いに関する乙の義務と同等の義務を課すとともに、必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(成果の利用等)

第44条 乙は、委託業務によって得た研究上の成果(第21条第1項及び第33条第1項に基づき、乙に帰属する知的財産権を除く。)を利用しようとするときは、成果利用承認申請書を甲に提出し、その承認を受けるものとする。ただし、甲が特に認めたものについては、この限りではない。

(委託業務の調査)

第45条 甲は、必要があると認めるときは、委託業務の実施状況、委託費の使途、その他必要な事項について報告を求め、又は実地調査することができる。

(契約の解除等)

第46条 甲は、乙が契約書に記載された条件に違反した場合、本契約の全部又は一部を解除し、かつ既に支払った委託費の全部又は一部を返還させることができるものとする。

2 甲は、前項の規定により契約を解除するときは、乙に対し、違約金として契約金額の100分の10に相当する額を請求することができる。

(不正行為等に対する措置)

第47条 甲は、乙が、本契約の締結にあたり不正の申立てをした場合もしくは委託業務の実施にあたり不正又は不当な行為（以下「不正等」という。）を行った疑いがあると思われる場合、乙に対して調査を求め、その結果を報告させることができる。また、甲が必要があると認めるときは、乙に対して実地調査を行うものとする。

2 甲は、前項の結果、この契約に関する不正等が明らかになったときは、本契約の全部又は一部を解除し、かつ既に支払った委託費の全部又は一部を返還させることができるものとする。

(利息)

第48条 甲は、不正等に伴う返還金に利息を付すことができるものとする。利息については、返還金にかかる委託費を乙が受領した日の翌日から起算し、返還金を納付した日までの日数に応じ、年利3%の割合により計算した額とする。

(談合等不正行為に係る違約金等)

第49条 乙は、この契約に関して、次の各号の一に該当するときは、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。

(1) 乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条又は第19条の規定に違反し、又は乙が構成員である事業者団体が同法第8条第1号の規定に違反したことにより公正取引委員会が乙又は乙が構成員である事業者団体に対して、同法第49条に規定する排除措置命令又は同法第62条第1項に規定する納付命令を行い、当該命令が確定したとき。ただし、乙が同法第19条の規定に違反した場合であって当該違反行為が同法第2条第9項の規定に基づく不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第6項に規定する不当廉売の場合など甲に金銭的損害が生じない行為として乙がこれを証明し、その証明を甲が認めたときは、この限りでない。

(2) 公正取引委員会が、乙に対して独占禁止法第7条の4第7項又は第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

(3) 乙（乙が法人の場合にあつては、その役員又は使用人）が刑法（明治40年法律第45

号) 第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。

2 乙は、この契約に関して、次の各号の一に該当するときは、契約金額の10分の1に相当する額のほか、契約金額の100分の5に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。

(1) 前項第1号に規定する確定した納付命令における課徴金について、独占禁止法第7条の3第2項又は第3項の規定の適用があるとき。

(2) 前項第1号に規定する確定した納付命令若しくは排除措置命令又は同項第3号に規定する刑に係る確定判決において、乙が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。

(3) 前項第2号に規定する通知に係る事件において、乙が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。

3 乙は契約の履行を理由として第1項及び第2項の違約金を免れることができない。

4 第1項及び第2項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

5 乙はこの契約に関して、第1項又は第2項の各号の一に該当することとなった場合には、速やかに、当該処分等に係る関係書類を甲に提出しなければならない。

(属性要件に基づく契約解除)

第50条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

(1) 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき

(2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

(3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

(4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき

(5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(行為要件に基づく契約解除)

第51条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

(1) 暴力的な要求行為

(2) 法的な責任を超えた不当な要求行為

- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

(表明確約)

第52条 乙は、前二条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

- 2 乙は、前二条各号の一に該当する者（以下「解除対象者」という。）を下請負人等（下請負人（下請が数次にわたるときは、すべての下請負人を含む。））、受任者（再委任以降のすべての受任者を含む。）及び下請負人若しくは受任者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約する。

(再委託契約等に関する契約解除)

第53条 乙は、契約後に再委託先等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該再委託先等との契約を解除し、又は再委託先等に対し契約を解除させるようにしなければならない。

- 2 甲は、乙が再委託先等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは再委託先等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該再委託先等との契約を解除せず、若しくは再委託先等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(損害賠償)

第54条 甲は、第57条、第58条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

- 2 乙は、甲が第57条、第58条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合においては、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として甲が指定する期間内に支払わなければならない。
- 3 前項の場合において、契約保証金の納付が行われているときは、甲は、当該契約保証金をもって違約金に充当することができる。
- 4 第2項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が同項に規定する違約金の金額を超える場合において、甲がその超過分の損害につき、乙に対し賠償を請求することを妨げない。

(不当介入に関する通報・報告)

第55条 乙は、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

(代表者変更等の届出)

第56条 乙は、その代表者氏名又は住所を変更したときは、その旨を文書により甲に遅滞なく通知するものとする。

(書類の保管等)

第57条 乙は、委託業務の経費に関する出納を明らかにする帳簿を備え、支出額を費目毎に区分して記載するとともに、甲の請求があったときは、いつでも提出できるよう、その支出を証する書類を整理し、委託業務を実施した翌年度から5年間保管しておくものとする。

(秘密の保持等)

第58条 乙は、この委託業務に関して知り得た業務上の秘密をこの契約期間にかかわらず第三者に漏らしてはならない。

2 乙は、この委託業務に関する資料を転写し、又は第三者に閲覧若しくは貸出ししてはならない。

(情報の取扱い)

第59条 乙は、甲が預託した情報又は本件業務において乙が収集若しくは作成した情報について、善良なる管理者の注意をもって取り扱う義務を負うものとする。

2 乙は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、事前に甲の承認を得た場合は、この限りではない。

(1) 本委託業務により知り得た一切の情報について、情報取扱者以外の者に開示又は漏えいすること。

(2) 本委託業務により知り得た一切の情報について、本契約の委託業務を遂行する目的の範囲を超えて利用し、複写し、複製し、又は改変すること。

3 乙は、情報の滅失毀損の防止その他の情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

4 乙は、適正な情報管理体制等の確保を確認するための資料として甲に提出した情報管理体制図、情報処理取扱者名簿、情報管理等を定めた社内規則に変更がある場合は、予め甲の同意を得るものとする。

5 甲は、必要があると認めるときは、情報の管理が適切に行われているか等について調査をさせ、乙に対し必要な指示をすることができる。乙は、甲からその調査及び指示を受けた場合には、甲に協力するとともにその指示に従わなければならない。

6 乙は、甲が預託し又は本件業務に関して乙が収集若しくは作成した情報を、委託業務完了後、廃止後、又は解除後速やかに甲に返還又は削除するとともに乙が管理する経理書類については適切に保管すること。ただし、甲が別に指示したときは、その指示によるものとする。

7 乙は、甲が情報について漏えい滅失、毀損、その他本条に係る違反等が発生又はその発生のおそれを認識したときは、甲に速やかに報告し、その指示に従わなければならない。

8 第2項、第5項及び第7項の規定については、委託業務を完了し、廃止し、又は解除した後

であっても、なおその効力を有するものとする。

(疑義の解決)

第60条 前各条のほか、この契約に関して疑義を生じた場合には、甲乙協議の上解決するものとする。

上記契約の証として、本契約書2通を作成し、双方記名押印の上各1通を保有するものとする。

年 月 日

(甲) 京都府京都市上京区下長者町通新町西入藪之内町85-4

支出負担行為担当官

文化庁次長

合 田 哲 雄

印

(乙) 住所

名称

代表者役職、氏名

印